

<勤務条件>

任用期間	採用決定日から令和8年3月31日
勤務時間	午前8時30分 から 午後3時00分 (休憩時間 正午 から 午後1時) ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週5日（月曜日から金曜日）勤務
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
給与	日額 7,770 円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、通勤費、期末手当等が支給されます。
休暇	任用開始日に応じて付与（1月採用の場合、年次有給休暇5日を付与します。）
社会保険	加入となります。 (健康保険及び厚生年金保険) ※ 任用開始日が2月1日以降の場合、加入となりません
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日 (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。